

規制・制度改革委員会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日

行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、規制・制度改革に関する検討を行うため、規制・制度改革委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会の構成員は、議長が指名する。
3. 委員長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 委員長代理は、構成員の中から、委員長が指名する。
5. 委員会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 委員会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、委員長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、委員長が定める。

(注) 「規制・制度改革に関する分科会」から「規制・制度改革委員会」への名称変更に伴い、「規制・制度改革に関する分科会の設置について」（平成 23 年 9 月 15 日行政刷新会議決定）を一部改めた（平成 24 年 5 月 24 日行政刷新会議において決定）。